

豊島区分譲マンション耐震改修助成金交付要綱

平成22年5月31日

都市整備部長決定

改正 平成23年4月1日

改正 平成24年7月17日

改正 平成26年3月18日

改正 平成28年4月1日

改正 平成29年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、分譲マンションの耐震改修に係る費用を助成することにより、分譲マンションの耐震化の促進を図り、もって災害に強いまちづくりを目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 分譲マンション 二以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。）が存する建物で人の居住の用に供する専有部分（区分所有法第2条第3項に規定する専有部分をいう。）がある共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもので店舗の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のものを含む）のうち、豊島区内に存する耐火建築物又は準耐火建築物であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のものをいう。
- (2) 耐震診断技術者 建築士法第2条に規定する一級建築士の資格を有する者をいう。
- (3) 耐震診断 昭和56年6月1日以後の建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）等の規定により必要とされる耐震性能を建築物が有しているかどうかを耐震診断技術者が次のアからウまでに掲げる当該建築物の構造に応じて、当該アからウまでに定める方法又は同等以上の方法により調査し、当該建築物の耐震性能を判定することをいう。
 - ア 鉄骨造 耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針・同解説（平成10年2月財団法人日本建築防災協会発行）の2次評価
 - イ 鉄筋コンクリート造 2001年改訂版既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針・同解説（平成14年1月財団法人日本建築防災協会発行）の第2次診断法
 - ウ 鉄骨鉄筋コンクリート造 2009年改訂版既存鉄骨鉄筋コンクリート造の耐震診断基準・改修設計指針・同解説（平成21年12月財団法人日本建築防災協会発行）の第2次診断法
- (4) 耐震改修工事 躯体の補強、劣化補修等の方法により、地震に対して安全な構造となるよう行う地震力に対する耐力増強工事をいう。

- (5) 補強設計 耐震診断に基づき、地震に対して安全な構造となるよう行う耐震改修工事の設計をいう。
- (6) 工事監理者 建築士法第2条に規定する一級建築士の資格を有する者をいう。
- (7) 管理組合 区分所有法第3条若しくは同法第65条に規定する団体又は同法第47条第1項（同法第66条において準用する場合を含む）に規定する法人をいう。

(助成対象建築物)

第3条 この要綱による助成金の交付の対象となる建築物は、以下の要件をすべて満たすものとする。ただし、豊島区緊急輸送道路等沿道建築物耐震改修助成金交付要綱（平成23年4月1日都市整備部長決定）に基づく事業の対象となる建築物を除く。

- (1) 豊島区内にある昭和56年5月31日以前に建築基準法第6条に基づく確認を受けた分譲マンション。
- (2) 原則として、建築基準法及び関係法令に適合していること。
- (3) 耐火建築物又は準耐火建築物であること。
- (4) 耐震診断の結果、倒壊・崩壊の危険性がある又は危険性が高いと判断されたもの。
- (5) 補強設計により、構造耐震指標 I_s 値が0.6以上となること。
- (6) 管理組合の総会で、耐震改修工事を実施することの決議がなされていること。

(助成対象者)

第4条 この要綱により助成を受けることができる者は、前条の要件を満たす分譲マンションの管理組合とする。

(助成金の交付額等)

第5条 補強設計助成金の額は、次の各号のいずれか低い額の3分の2の額（1,000円未満切り捨て）とし、その額が100万円を超えるときは、100万円とする。

- (1) 補強設計に要した費用
- (2) 延べ面積に2,000円を乗じた額。

2 耐震改修工事助成金の額は、次の各号のいずれか低い額の100分の23の額（1,000円未満切り捨て）とし、その額が1,000万円を超えるときは、1,000万円とする。

- (1) 耐震改修工事に要した費用
- (2) 延べ面積に49,300円を乗じた額。ただし、延べ面積が1,000㎡未満の場合は33,500円とする。

3 助成金の交付額は、当該年度の予算の範囲内とする。

4 助成金の交付は、補強設計、耐震改修工事各々について、同一の助成対象建築物につき1回限りとする。

(助成金の承認申請及び承認決定)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、当該助成対象建築物の耐震改修工事を実施する前に、耐震改修助成承認申請書（別記第1号様式）に別表1に掲げる書類を添付して、区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の申請に基づきその内容を審査し、助成対象と承認したときは耐震改修助成承認通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

- 3 区長は、助成の承認にあたり必要と認める条件を付することができる。
- 4 申請者が第1項の申請を取り下げようとするときは、耐震改修助成承認申請取下げ届（別記第3号様式）を区長に提出しなければならない。

（耐震改修工事の取りやめ及び変更）

- 第7条 前条の規定による助成金の承認を受けた者（以下「助成承認者」という）は、当該助成対象建築物の耐震改修工事を取りやめようとするときは、耐震改修助成対象工事取りやめ届（別記第4号様式）により区長に届けなければならない。
- 2 助成承認者は、当該耐震改修助成承認申請書に記載された内容を変更しようとするときは、耐震改修助成変更承認申請書（別記第5号様式）により区長に申請しなければならない。
 - 3 区長は、前項の規定による申請があった場合において、当該変更を承認したときは、耐震改修助成変更承認通知書（別記第6号様式）により当該助成承認者に通知する。

（検査及び報告）

- 第8条 区長が必要と認めるときは、助成対象工事の遂行状況の調査を行い、又は耐震改修助成対象工事状況報告書（別記第7号様式）により、助成承認者及び工事監理者から報告を求めることができる。
- 2 助成承認者は、助成対象工事が完了したときは、耐震改修助成対象工事完了届（別記第8号様式）を速やかに区長に提出しなければならない。
 - 3 区長は、前項の耐震改修助成対象工事完了届を受理したときは、遅滞なく現場検査を実施するものとする。

（助成金の交付申請）

- 第9条 助成承認者は、前条第2項の規定により耐震改修助成対象工事完了届を提出するときは、耐震改修助成金交付申請書（別記第9号様式）に別表第2に掲げる書類を添付し、区長に提出しなければならない。
- 2 区長は、前項の申請に基づきその内容を審査し、助成金の交付を決定したときは耐震改修助成金交付決定通知書（別記第10号様式）により、助成金の不交付を決定したときは耐震改修助成金不交付決定通知書（別記第11号様式）により、申請者に通知するものとする。
 - 3 区長は、前項の交付決定にあたり、助成事業を遂行するために必要な事項について、条件を付することができる。
 - 4 申請者が第1項の申請を取り下げようとするときは、耐震改修助成金交付申請取下げ届（別記第12号様式）を区長に提出しなければならない。

（助成金の交付請求）

- 第10条 前条2項の規定による交付決定通知を受けた者は、速やかに耐震改修助成金交付請求書（別記第13号様式）により区長に助成金の交付を請求しなければならない。
- 2 区長は、前項の請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第 11 条 区長は、助成承認者が次の各号のいずれかに該当した場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 助成対象工事の内容が助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。

(3) その他助成事業に係る建築物に対する法令、豊島区補助金等交付規則（昭和 6 1 年 8 月 2 7 日規則第 5 9 号）に違反したとき。

2 区長は、前項の取り消しを決定したときは、速やかにその内容を耐震改修助成金交付決定取消通知書（別記第 1 4 号様式）により当該交付決定者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第 12 条 区長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、すでに助成金が交付されている場合の返還にあたっては、豊島区補助金等交付規則により期限を定めて返還を命ずるものとする。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関して必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

附則

この要綱は平成 2 2 年 6 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は平成 2 4 年 7 月 1 7 日から施行する。

附則

この要綱は平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。